

令和8(2026)年度 小郡市放課後児童クラブ (学童保育所) 入所のしおり

目 次

はじめに

放課後児童クラブ(学童保育所) 利用案内

1. 対象児童
2. 開所日・開所時間
3. 閉所日
4. 保育の種類
5. 保育料
6. 延長保育・土曜保育
7. 入所申込
8. 入所手続
9. 中途入所
10. 中途退所
11. 保育料等の口座引落とし
12. 未納者(滞納者)への対応と納入手続
13. 振込先
14. 退所手続
15. 届出事項変更に関する手続
16. 各届出申請書締切日
17. 各種連絡
18. 持ってくるもの
19. おやつやお弁当について
20. その他
21. 小郡市放課後児童クラブ(学童保育所) 一覧
22. 放課後児童クラブに関する問い合わせ

特定非営利活動法人学童保育おごおり

はじめに

小郡市の放課後児童クラブ（学童保育所）は、保護者の皆さんが主体となって運営しています。学童保育所の利用と同時に、「特定非営利活動法人学童保育おごおり」および各放課後児童クラブ（学童保育所）保護者会に入会していただきます。①子どもたちが楽しく安心して過ごせる学童保育所にする②保護者同士の交流や親睦を深める③学童保育をよりよくすることを目的として、運営へのご協力をお願いします。

おごおり市はじめて学童保育所が生まれたのは、1991（平成3）年1月に開所した三国校区学童保育所です。学童保育所は、放課後や長期休暇中などに保護者が留守の家庭において「少しでも子どもたちが淋しい思い、危険な思いをしないように」との親の願いから生まれました。

学童ができるまでには、諸先輩方の大変な苦労がありました。議員をはじめ、民生委員、区長を何度も訪問したり、市役所へ嘆願書を提出するなど、学童保育所の必要性、親の学童保育への熱意が認められるまでには長い年月がかかり、ようやく小郡市にも学童保育所ができたのです。

建物以外は、ゼロからの出発で、みんなで掃除をし、畳を敷き、あちらこちらにお願いをして、不要になった机、本棚、冷蔵庫など、その他いろいろ物をいただいて準備したそうです。

このように、学童は保護者の力で作り上げてきた保育所です。

市や学校の管理下にあるのではなく、保護者一人ひとりの協力の下で運営が成り立っています。学童の保護者の力があってこそ、私たちの学童保育が続いていることを知ってください。

学童保育所は、単に子どもを預ける場所ではありません。これからも、保護者全員で力を合わせて運営し、ともに学童を守り、より豊かなものへと育てていきましょう。

2020（令和2）年度からは、各放課後児童クラブ（学童保育所）運営委員会（保護者会）が立ち上げた「特定非営利活動法人学童保育おごおり」が運営を行っています。

放課後児童クラブ（学童保育所）利用案内

1. 対象児童

保護者が「特定非営利活動法人学童保育おごおり」の会員であって、労働等により昼間家庭にいない小郡市立の小学校に在籍、又は小郡市内に居住している小学 1 年生から 6 年生までの児童が対象です。（労働等には、保護者の疾病、介護、看護、障がい、就学なども含みます。）

※就労は、通年利用及び長期休暇のみ利用とも月 64 時間以上の勤務をされており、通年利用は放課後（1 年・2 年は 14 時以降、3 年以上は 15 時以降）勤務があることが、利用条件となります。

2. 開所日・開所時間

（1）平日 放課後から午後 6 時まで（延長保育午後 7 時）

（2）土曜日 朝 8 時～午後 5 時（延長保育なし）

※土曜授業の日は放課後～午後 5 時

（3）学校休業日 朝 8 時～午後 6 時（延長保育午後 7 時）

※徒歩で帰る児童は、午後 5 時下所（11 月～1 月は午後 4 時 45 分下所）とし、午後 5 時以降は迎えのみとします。

（地域により、安全確保のため迎えのみの学童保育所あり）

3. 閉所日

（1）日・祝日

（2）8 月 13 日～8 月 15 日 ・ （3）12 月 29 日～1 月 3 日

※災害、感染症等で学校が臨時休校の際は、放課後児童クラブ（学童保育所）も閉所とします。

※インフルエンザ等による学級閉鎖時は、該当するクラスの児童は自宅待機とします。

※「長期休暇のみ利用」の保育は通年クラスと合同で行いますが、一部の学童では小学校の教室を借りて保育する予定にしております。そのため学校閉庁日は教室が使用できないため、閉所となる場合があります。

4. 保育の種類

学童保育には年間を通して毎日利用できる「通年利用」と、春夏秋冬の長期休暇期間のみ利用できる「長期休暇のみ利用」の 2 種類があります。

なお「長期休暇のみ利用」は、年度途中での入所はできません。また「通年」・「長期休暇のみ利用」のいずれも、入所決定後の種類変更はできません。

5. 保育料

○入会金

通年利用、長期休暇のみ利用共通/1世帯当たり【年間】入会金 2,000 円

○通年利用の料金

児童一人当たり【月額】保育料 7,000 円（おやつ等飲食費含む）

【月額】延長保育料 1,500 円

【月額】土曜利用料 1,100 円（おやつ等飲食費含む）

○長期休暇のみ利用の料金 ※春夏秋冬休み

児童一人当たり【年額/一括払】保育料 24,000 円（おやつ等飲食費含む）

【年額/一括払】延長保育料 3,000 円

※通年利用、長期休暇のみ利用とも、市町村民税非課税世帯・生活保護世帯は、減免制度があります。

※なお長期休暇のみ利用の方で、支払方法について相談がある場合は、事務局までお申し出ください。

6. 延長保育・土曜保育

※勤務証明書等で必要と認められる場合に限り利用可

○通年利用

延長保育・土曜保育を希望する際は、利用月のみ入所申込書に記入し提出してください。

利用を希望される方は月単位での申込となります。（前月の 15 日までに申込）

○長期休暇のみ利用

延長保育を希望する際は、入所申込書に記入し提出してください。

（年間一括申込、途中での利用開始・停止はできません）

※「長期休暇のみ利用」の土曜保育は行っておりません。

【通年・長期/注意事項】

延長保育の申込者以外の午後 6 時以降（土曜は午後 5 時以降）のお迎えについては、1 回につき 1 時間 1,500 円の延長料金を徴収します。延長保育利用者の午後 7 時以降のお迎えの場合も同様です。また、延長保育利用者の午後 7 時以降のお迎えが 2 回目になった場合は、翌月の延長保育利用はできません。ただし、自然災害の発生等により法人若しくは行政の判断によって延長保育を余儀なくされた場合、または公共交通機関が発行する「遅延証明」などの提示があった場合は、この限りではありません。

7. 入所申込

【通年・長期休暇のみ利用/共通】

入所申込書は、令和 7 年 12 月 1 日（月）～令和 7 年 12 月 27 日（土）提出締切日までに各放課後児童クラブ（学童保育所）へご提出ください。

通年保育は、小学校新 1・2 年生は 14 時以降、小学校新 3 年生以上は 15 時以降に保護者が仕事等の理由により家庭で保育できない場合に利用できます。

なお通年・長期休暇のみ利用とも、入所基準表に基づく入所審査を行い、保育の必要性や、学年（低学年優先）などを考慮したうえで、点数の高い順から決定し、2月上旬に入所の可否を通知します。

また育児休業明けで、7月までに就労予定がある保護者の申込についても、**令和7年12月27日（土）が提出締切日です。**

締切り日以降の受付は二次受付となります。受付期間は**1月4日～2月15日**の期間です。

ただし入所は定員に空きがあった場合に限り、審査の上入所可能となります。

（入所については先着順ではなく、二次受付分で優先順位を付け、入所判断を行います）

なお、市外より転入される方については事務局までお申し出ください。

8. 入所手続

【通年・長期休暇のみ利用/共通提出書類】

①入会届（申請1世帯につき1部）

②入所申込書兼児童台帳（児童ひとりにつき1部）

③就労証明書など家庭で保育ができないことを証明する書類（以下の表①を参照）

※就労証明書は学童専用の用紙か会社所定の様式を提出してください。

なお他で提出する就労証明書のコピーは使用できません。（原本に限ります）

（あて先は NPO 法人学童保育おごおり理事長 でお願ひします）

※用紙が不足する場合は [小郡市役所 HP](#) — [学童保育所](#) — [令和8年度入所案内](#)

の中から就労証明書をダウンロードして使用してください。

④健康調査票（児童ひとりにつき1部）

⑤【継続利用の方】口座引落としに関する意向調査書 1部

※令和7年度学童の利用がなかった場合は、⑥【新規の方】と同じ手続きが必要です。

⑥【新規の方】ゆうちょ銀行 自動払込利用申込書控（お客さま控えの写し1部）

・同封の「自動払込利用申込書」（新規及び口座変更のある方のみ）は郵便局にて手続き後、お客様控えをコピーして入所申込書と併せて提出してください。

※郵便局にて、期日までに自動払込の手続きをされなかった場合、入所申込が出来

ませんのでご注意ください。（長期休暇のみ利用の方も同様の手続きが必要です。）

※口座引落は郵便局のみとなります。銀行の取り扱いはありません。

また郵便局では通帳の確認等で、日数がかかる場合もありますので、早めに手続きされることをお勧めします。

○児童の家族全員（令和8年4月1日時点で18歳以上64歳未満の方全員）の書類提出が必要です。 表①

家庭で保育できない理由	必要書類
会社等に勤務している人 （パート、内職含む） 育児休業中で復帰を予定している人	就労証明書（原本に限る） ※保育園等で使用した証明書のコピーは 使用できません。

自営業の人	就労証明書（経営者自身で記載）
農業の人	就労証明書（農業者自身で記載）
家族経営または親族の経営に従事している人	就労証明書（経営者が証明）
病気の人	申告書＋病気であることを証明できる書類
出産前後の人	申告書＋母子健康手帳の写し（保護者氏名と出産予定日がわかるもの）
障がいのある人	申告書＋障害者手帳または療育手帳の写し等
求職中の人	誓約書（2カ月が経過する日が属する月末までに、就労証明書を提出すること）※要相談
介護・看護を行う人	申告書及び介護・看護状況表等
在学中の人	在学証明書等

※提出の際は、書類の記入漏れや提出漏れがないか、必ず確認してください。

※一旦入所が決定したものの、保護者の働き方に変動があった場合や、その他の理由で学童の利用が不要になった際は、令和8年3月末までは入所の取り下げが可能です。

入所の取り下げを希望される場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

9. 中途入所

○通年利用の場合のみ

定員に空きがあった場合に限り入所可能となります。入所予定日の前月15日までに〔8. 入所手続〕の書類を入所希望の学童保育所に提出してください。入所した月から児童一人当たり1か月7,000円（日割り計算なし）です。

会費及び入所月の保育料は、金融機関より振込にてお願いします。なお入所の翌月分から保育料は口座引落としになります。ただし、口座引落としの手続きが間に合わなかった場合には、翌々月1日に会費と2か月分の保育料が引落としになります。

※求職中のため誓約書で入所申込みされる方は、7月及び8月の入所はできません。9月以降の入所となります。（ただし就労が内定している場合はこの限りではありませんが、内定を証明する書類が必要です。）

○長期休暇のみ利用

受付けておりません。

10. 中途退所

- ・入所は1年間とし、原則として通年、長期とも中途退所は認めません。ただし、保護者の転勤や退職、あるいは入院加療等、法人が認める理由がある時は、退所が認められる場合があります。

退所の場合は、速やかに退所届・証明書類を所属の放課後児童クラブ（学童保育所）に提出し、未納の会費・保育料があるときは、直ちに清算してください。

退所届が法人で認められた月以降の保育料（延長保育料・土曜保育料含む）は、納入する必要はありません。退所届が認められた月以降の保育料で、すでに納入した保育料があるときは返還します。その際、日割り計算は行いません。

4月1日以降は、通年及び長期休暇のみ利用とも入会金 2,000 円の返金はありません。

なお「長期休暇のみ利用」の場合、転出などで退所される場合でも保育料の返金はありません。

- ・出産により保護者が自宅におられる場合は、産前産後期間を通算して最大6ヶ月を過ぎた月末をもって、学童は退所となります。

※退所届及び証明書類については所属の放課後児童クラブ（学童保育所）にお尋ねください。

11. 保育料等の口座引落とし

（1）入会金及び保育料の納入は、「ゆうちょ銀行（郵便局）」口座のみの引落としです。

（2）引落金額および引落日は以下のとおりです。

※引落手数料が別途かかります。

○通年・長期のみ利用共通項目【1世帯当たり年額】

項目	金額	引落日	再引落日	その他
入会金（法人会費・1世帯）	2,000円	4月1日	4月10日	年一回

○通年利用

項目	金額	引落日	再引落日	その他
保育料（毎月）【月額】	7,000円	毎月1日	毎月10日	おやつ等飲食費含む
延長保育料（毎月）【月額】	1,500円	毎月1日	毎月10日	延長は午後7時まで
土曜利用料（毎月）【月額】	1,100円	毎月1日	毎月10日	おやつ等飲食費含む

※1日・10日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に引落します。

○長期休暇のみ利用 ※春夏秋冬休みのみ利用

項目（長期利用の場合）	金額	引落日	再引落日	支払方法
保育料（年間）【年額】	24,000円	4月1日	4月10日	年額分を一括払
延長保育料（年間）【年額】	3,000円	4月1日	4月10日	年額分を一括払

※「長期休暇のみ利用」の土曜保育は行っておりません。

※1日・10日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に引落します。

- ・保育料にはおやつ等の年間分の費用を含んでいます。
- ・延長は午後7時まで利用できます。
- ・長期休暇のみ利用の方で、支払方法について相談がある場合は、事務局までお申し出ください。

12. 未納者（滞納者）への対応と納入手続

○通年利用

（１）会費及び保育料等が所定の期日に口座引き落としできない場合

- ①毎月１０日に再引落します。
- ②未納者は、保育料等の未納額を当月末までに、「特定非営利活動法人学童保育おごおり」の口座へ振り込んでください。送金人名は必ず「自動払込利用申込書」に記入した口座名義人名を記入してください。なお、振込手数料は未納者本人が負担してください。
- ③未納額の納入は未納者による振り込みとし、支援員及び法人職員は現金を預かりません。

（２）未納が３か月に及んだ場合

（過去３回の自動引き落としができず、その間の入金もない等）

- ①事務局より督促状が送付されます。
- ②未納者は、ただちに保育料等の未納額を「特定非営利活動法人学童保育おごおり」の口座へ振り込んでください。送金人名は必ず「自動払込利用申込書」に記入した口座名義人名を記入してください。なお、振込手数料は未納者本人が負担してください。
- ③未納額の納入は未納者による振り込みとし、法人職員及び支援員は現金を預かりません。
- ④未納額の一括納入が困難な未納者は、支払い計画書を事務局に連絡の上、提出してください。その後の対応については未納者本人へ直接連絡の上、対処いたします。

※また正当な理由がなく、かつ支払いの請求に応じられないときは、理事会で検討した上で、法的手段を取ります。なお、法的手段等により裁判に至った場合には、督促および裁判に係る一切の費用は未納者負担となります。

○長期休暇のみ利用

（１）会費及び年間保育料等が所定の期日に口座引き落としできない場合

- ①４月１０日に再引落します。
- ②未納者は、保育料等の未納額を４月末までに、「特定非営利活動法人学童保育おごおり」の口座へ振り込んでください。送金人名は必ず「自動払込利用申込書」に記入した口座名義人名を記入してください。なお、振込手数料は未納者本人の負担となります。
- ③未納額の納入は未納者による振り込みとし、支援員及び法人職員は現金を預かりません。
- ④指定した期日までに振込がされなかった場合、入所の決定を取消します。

13. 振込先

【ゆうちょ銀行(郵便局)から振込をする場合】

ゆうちょ銀行 口座名称(漢字): 特定非営利活動法人 学童保育おごおり
口座名称(カナ): トクヒ) ガクドウホイクオゴオリ
口座番号 : 0 1 7 6 0 - 5 - 1 7 1 7 3 2

【ゆうちょ銀行(郵便局)以外の金融機関から振込をする場合】

ゆうちょ銀行 店 名 : 一七九(読み イチナナキユウ)
店 番 : 1 7 9
預金種目 : 当座
口座番号 : 0 1 7 1 7 3 2
口座名称(漢字): 特定非営利活動法人 学童保育おごおり
口座名称(カナ): トクヒ) ガクドウホイクオゴオリ

14. 退所手続

①退所届

②退所要件を証明する書類

※自動払込利用廃止届出書は、最寄りの郵便局で、各自お手続きください。

15. 届出事項変更に関する手続

延長保育や土曜保育の利用、住所、電話番号、勤務先等の変更は、各放課後児童クラブ(学童保育所)に届出てください。

16. 各届出申請書締切日

各届出書の締切りは、毎月15日です。

各放課後児童クラブ(学童保育所)に提出してください。

① 入所に関する書類一式 **8.入所手続** 参照 ・ ②退所届 ・ ③ 届出事項変更届

17. 各種連絡

① 緊急連絡について

風水害の恐れがあり学童を閉所する場合や保護者のお迎えに切り替える時などは、学童の安心安全メールで連絡します。また児童が保育中に発熱やケガをした際には、電話等で保護者に連絡をします。そのため日中必ず連絡が取れる手段の確保をお願いします。

※安心安全メールは学校と同じシステムを使用していますが、連絡内容が異なりますの学童と学校の両方とも登録が必要です。(入所日までに必ず登録ください。)

② 連絡帳について

各放課後児童クラブ（学童保育所）より連絡帳を配布します。
支援員との連絡は、連絡帳に記入してください。

③ 欠席・早退について

あらかじめわかっているときは、前日までに連絡帳でお知らせください。
緊急の場合は、当日、電話（留守電含む）・ファックスで連絡してください。子どもからの申出は受け付けられません。学校から放課後児童クラブ（学童保育所）への連絡はありませんので、放課後児童クラブ（学童保育所）にも必ずご連絡をお願いします。

④ 学童からの下所（帰宅）について

- ・下所（帰宅）時間は午後5時（冬季：午後4時45分）となっています。
- ・自分で帰る場合は原則午後5時に帰しますが、午後5時以降は保護者によるお迎えが必要です。（午後5時以前に帰宅する場合は、必ず学童へご連絡ください。）
- ・下所時の安全上の観点から、学童から習い事への送り出しはいたしません。
また学童が加入している保険では、学童から習い事に行った際のケガや事故などの場合は保険の対象外となりますのでご承知ください。

※保護者によるお迎え、放課後デイサービスはこの限りではありません。

※なお下所時のルールを設けている学童もありますので、それぞれの学童のルールに従ってください。

⑤ 仕事を辞めた場合について

退職し次の仕事が決まっていない場合は、原則退所となります。ただし休職活動を行っている場合は、最大2ヶ月延長できます。（誓約書の提出が必要です）
また仕事や職場が変わった場合は、あらかじめ新しい勤務先の就労証明が必要となりますので、学童までお知らせください。

⑥ 産休・育休に入る場合について

勤務先で産休・育休を取得される場合は、学童での手続きも必要となりますので、学童までお知らせください。

18. 持ってくるもの

- ①連絡帳
- ②水 筒
- ③その他各放課後児童クラブ（学童保育所）が指定したもの

19. おやつやお弁当について

- ①通常保育・土曜保育は、おやつがあります。おやつは、放課後児童クラブ（学童保育所）で用意します。なお延長保育時間は、おやつの提供はありません。
- ②土曜日や給食がない日は、お弁当・水筒を持たせてください。登所後、児童が昼食などを買いに外出することは禁止しています。
- ③夏場は多めにお茶を持たせてください。
- ④学童を休んだ場合のおやつは衛生管理上、当日以外の取り置きはしておりませんのでご了承ください。

20. その他

- ①放課後児童クラブ（学童保育所）では、宿題の指導は行っていません。宿題が終わったかどうかの声掛けは行いますが、ご家庭で再度確認をお願いします。
- ②放課後児童クラブ（学童保育所）では、下所時間前に声掛けは行いますが、中には遊びに夢中になり帰ろうとしない児童もいます。
ご家庭においても時間になったら下所（帰宅）するように、ご指導お願いいたします。
- ③児童による他児童や支援員に対して暴言や暴力行為等の問題行動があった場合には、支援員は児童本人に対し都度指導を行い、保護者に対しては状況説明を行っております。その際には家庭での指導も合わせてお願いいたします。

●支援員は複数の児童を保育しています。支援員が一人の児童に個別対応（習い事の時間確認や送り出し、忘れ物対応、下所時自宅途中まで送って行く等）を行うと、他の児童に目が届かなくなり、児童同士のトラブルやケガなどの対応に遅れが生じる要因にもなります。

学童保育所では、このような個別の対応が出来ない事を十分ご理解頂き、日々の保育にご協力お願いいたします。

入所期間中、この「入所のしおり」は無くさないよう、各自で保管してください。

21. 小郡市放課後児童クラブ（学童保育所）一覧

令和 7 年 11 月 1 日現在

名称	所在地	電話・ファクス
三国校区学童保育所	力武 1012	0942-75-3620（第 1 学童） 0942-75-3605（第 2 学童） 0942-75-7203（第 3 学童） 0942-75-7204（第 4 学童）
大原校区学童保育所	大保 1394	0942-80-0611（第 1 学童） 0942-80-0910（第 2 学童）
小郡校区学童保育所	小坂井 288	0942-73-4370（第 1 学童） 0942-73-4318（第 2 学童） 0942-72-7616（第 3 学童） 0942-72-7617（第 4 学童）
東野校区学童保育所	小郡 2409-12	0942-72-6843（第 1 学童） 0942-80-6961（第 2 学童）
味坂校区学童保育所	八坂 466	0942-73-4298
のぞみが丘校区学童 保育所	希みが丘 5-2-17	0942-75-1835（第 1 学童） 0942-75-2032（第 2 学童） 0942-75-2036（第 3 学童）
立石校区学童保育所	吹上 968-2	0942-73-0122
御原校区学童保育所	二タ 308-1	0942-72-0117（第 1 学童） 0942-80-6963（第 2 学童）

22. 放課後児童クラブ（学童保育所）に関する問い合わせ

【事務局】

特定非営利活動法人学童保育おごおり事務局

〒838-0141 小郡市小郡255番地1 小郡市役所北別館内

電話：0942-48-1745（月・火・金 午前9時～午後5時）

学童保育に関することは — で検索

[HP] <https://npogakudouogori.wixsite.com/>